

福岡県公報

令和七年四月二十二日
第五百九十号
増刊
①

目次

規則 (第二十八号・第二十九号)

○福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

(行政経営企画課) ……………一

○福岡県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則 (行財政支援課) ……………一

規則

福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年四月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十八号

福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立公文書館条例施行規則 (平成二十四年福岡県規則第四十五号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第一号及び第二号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法による再生又は複写に支障がある場合で、CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に容易に複写できるときは、当該電磁的記録媒体に複写したものを第三号に定める方法により利用することができる。

第十条第三号ハ中「CD-R」の下に「、DVD-R」を加える。

別表第一の五の項を次のように改める。

五 電磁的記録 (三の項及び四の項に該当するものを除く。)

一 用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙一枚につき 一〇円
二 用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙一枚につき 三〇円
三 CD-Rに複写したもの	一枚につき 八〇円
四 DVD-Rに複写したもの	一枚につき 一〇〇円
五 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第一の備考中「五の項二」の下に「若しくは二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第七条第一項第一号の規定の適用については、この規則の施行の際現に交付されている健康保険の被保険者証 (利用請求書に記載されている利用請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されているものであること、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるものに限る。) は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和六年厚生労働省令第百十九号) 附則第二条に規定する期間は、同号に掲げる書類とみなす。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年四月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十九号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年福岡県規則第五十六号) の一部を次のように改正する。

様式第二号中

氏名	生年月日	年月日
性別	住民票コード 個人番号	

を

氏名	生年月日	年月日
氏名の振り仮名	住民票コード	
性別	個人番号	

に

改める。

様式第五号中

氏名	
旧氏	

を

氏名	
氏名の振り仮名	
旧氏	
旧氏の振り仮名	

に

改める。

様式第六号中

氏名	
旧氏	

を

氏名	
氏名の振り仮名	
旧氏	
旧氏の振り仮名	

に改める。

様式第七号中

氏名	
旧氏	

を

氏名	
氏名の振り仮名	
旧氏	
旧氏の振り仮名	

に改める。

様式第八号中

氏名	生年月日	年月日
----	------	-----

を

氏名	生年月日	年月日
氏名の振り仮名		

に

改める。

様式第十一号中

氏名	
----	--

を

氏名	
氏名の振り仮名	

に

改める。

様式第十二号中

氏名	
----	--

を

氏名	
氏名の振り仮名	

に改める。

様式第十三号中

氏名

を

氏名	氏名の振り仮名

に改める。

附 則

この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。